

■開催日時 令和7年11月17日(月) 13:30～15:00

■開催場所：日南市役所本庁別館 会議室4

■出席委員：14名（敬称略）

（益田政司、永野剛久、落合兼久、永石大介、内田公明、山下浩明、栗野道男、米良浩之、田村己年、米倉 博、上牧英雄、山田昭子、増田フヂ子、崎村洋子）

■事務局：9名

（谷部長、田中課長、永井補佐、田中係長、美坂係長、倉岡係長、甲斐主査、水本副主幹、有馬主任技師）

## ■議事要旨

### 1. 開会あいさつ

（司会による挨拶）

### 2. 会長あいさつ

（会 長）皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の議事は、前回に引き続き、使用料改定に関する案件と、公設合併処理浄化槽事業の見直しに関する案件の2件となっております。

本日も忌憚のないご意見をお願いします。

### 3. 議事（1）

（会 長）それでは、会次第2の議事に入りますが、本題の使用料改定（案）の前に、前回の審議会で質問のあった内容について、事務局の方から説明があるようです。事務局、お願いします。

（事務局）《「議題1 審議会における質疑に対する回答について」の説明》

（委 員）いずれにしても、徴収率が100%ではないと思うんですけども、これの欠損処理をいずれかの時点でされるんですか。

（事務局）上の表の、令和5年度の未収状況を先ほど説明させていただいた二重線のところの上にあるものが、いわゆる過年度使用料の未収金ということで、古くは平成26年度から、いわゆる滞納額ということになるんですけども、それについては、水道課が徴収される側になるんですが、年々減少しておりまして、特に平成26年度から平成29年度は、令和5年度中に入りまして、全部滞納整理が済んでいるということになります。中には、平成30年度の不納欠損額は、お亡くなりになったとか、生活困窮とか色

んな事情がございますけれども、その中でどうしても徴収しきれなかった分というのは、不納欠損という形で落とさざるを得ないという状況がございます。それについては、水道課の方で滞納整理等を粛々と進めさせていただいているところです。以上です。

(会 長) 今の説明でよろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(会 長) 他にございませんでしょうか。それでは、次の議事に移ります。次は使用料改定(案)についてです。

#### 4. 議事 (2)

(会 長) 前回の審議会で提案されたものですが、再度事務局から提案があるようですので、事務局より説明をお願いします。

(事務局) ≪「議題2 使用料の改定(案)について」の説明≫

(委 員) いいですか。一般会計からの補助金っていうのですよ。後でずっとテーマになってますけど、これがもう早いうち、今年度は当然間に合わないんでしょうけど、来年度ぐらいから、5,200万円とか5,300万円とかある程度繰り越して、200万円、300万円上げていけば、値上げは必要ないんじゃないかと思うんですけどね。簡単に言えば。

(事務局) ご回答いたします。この表の3ページの中段にございます繰入の見方です。

年間5,000万円の中で、赤の部分が追加で必要になるというところでありまして、この考え方が、どうしても単年度の収支の赤字黒字という表現になるものですから、これについてはその前の年度から少しずつ繰越しても、どうしても11年度、12年度の支出が増大するものですから、ここについては、例えば、15%改定の令和12年度6,200万円を切ってしまうと、この年度でちょっと赤字が出てしまうと。単年度で切り分けての表になるものですから、こういう表現になってしまうということになりますので、この表の表示になります。

いずれにしても、令和12年度には6,200万円という繰入がないと、単年度で赤字になってしまうという表になっております。以上です。

(委 員) これは上水道と一緒に独立採算でしょうから、当然赤字になったらいけないと分かるんですけど、この前もちょっと言ったんですけど、20%改定したときに、この4ページの表はあくまでも標準が20㎡3,621円とか、税抜で3,025円。これはあくまでも標準ですもんね。私のところは2人だが7,000円です。下水道が月に。これが年間で10万円になるんですよ。ちょっと多いかもしれませんが。でも20%改定ですと、8万円が10万円になりますよね。年間として。だからできるだけ押さえて欲しいと。値上げするなどは言いませんけどね。できるだけ抑えていただきたいと思うんですけど。他の方はどう思っただらっしゃるか分かりませんが。

(委 員) 私は合併浄化槽なので、合併浄化槽も結構上がってくるじゃないですか。

だから下水道も一緒だと思うんですけど、結局、少しずつ合併浄化槽も上がってきて

る。毎月の支払い、毎年上がってるなっていう感じがするんですよ。だから、下水道じゃないけど合併浄化槽だけって言っても、一緒ですよ。結局、地区によっては下水道がない地区もあるじゃないですか。それでもやっぱり何かでこう上がっていくんだろうなって。

(事務局) 同じ日南市の中でも、1回目の審議会で主に説明させていただいた下水道が通っているところ、浄化槽のところは、それぞれどうしても企業会計というところで分割されるものがございますから、やはりそれぞれの収支をもって経営していかなければならないという使命がございます。その中で、独立採算制って繰り返しになるんですけども、皆さん区域内の方で負担できるものというのはお願いしたいというのが大事でございます。その中でもどうしてもというものは、一般会計の補助金、繰入金というのが、全ての会計の中で繰入というのを実施しておりますので、その点については各企業会計のその時の収支によってということになりますけれども、その中でも全体的に下水道事業として格差が大き過ぎることはないようにということで動いているところでございます。

(事務局) 浄化槽で言いましても、市が管理する公設合併処理浄化槽と個人で管理されている浄化槽がございます。公設浄化槽につきましては、後程説明させていただきますけれども、5年に1回使用料の見直しを検証しまして、仰る通り5年ごとに少しずつ上がっております。個人で管理されてる浄化槽につきましては、維持管理業者さんがそれぞれ単価設定をされておりますが、昨今の物価高とか人件費高騰というところもあって、おそらく維持管理費が少しずつ上がっているのではないかと。ちょっと金額は正確に把握しておりませんが、そういう状況かと思っております。以上です。

(委員) 浄化槽は、月いくらなのか。

(委員) 公設なので、もう一緒に引かれてるっていうイメージがあるので、毎月少しずつ上がってるなっていうのは見るだけ。

(事務局) 公設だと仰っておいりましたので、金額を簡単に説明させていただいてよろしいですか。5人槽というのが、後で説明させていただきますが、公設事業ということで、(3)資料の3ページでございます。下水の資料の後です。めくっていただくと表紙がまずありまして、もう1枚めくっていただきますと、右下に3と書いてあるページの右下の方の資料です。緑色の表の中、この中に使用料金額が書いております。5人槽でしたら税込3,674円で、毎月定額でございます。今のところ、令和5年4月1日に改定しまして、以降改定しておりませんので、現行としてはこの金額となっております。

(委員) 下水道の対象者は全市民ではないけど、一般会計繰入金は全市を対象にしているの、一般会計からの繰入は当然だと思うんだけど、一部のところにしか事業がいったのに、納付した税金から特定のところっていうのは何か制約はないんですか。

(事務局) 3ページの資料、これが文章だけでございますので、なかなかお伝えが難しいところであるんですけども、それぞれ企業会計には一般会計繰入というのは存在しまして、それぞれ一般会計負担金っていうのは、先ほど申しました雨水の部分について

は、区域内外問わず、皆さんで利用されているという前提がございまして、それについては皆さんの負担ということで一般会計負担金、基準内繰入という形で、皆様の市税は財源となるんですけれども、一般会計繰入させていただいているところでございます。そこで、会計の運営が、本来であれば、そこどまりでいけばベストであるところなんですけれども、どうしても先ほどの物価高騰等を踏まえまして、一応国費とか企業債借入を何とか極力利用しながら進めているところなんですけれども、それでもどうしても赤字というのが物価高騰、人件費の高騰を踏まえて出てしまうものですから、それについてはどうしても一般会計補助金を入れざるを得ないという形になって、それについてはもちろん財政当局との協議になるので、最低限という形でやっているところです。

(委員) 公営企業法とかそういったものも全然問題ないという意味でいいですかね。

(事務局) はい。公営企業法に基づきまして、繰入基準というのは全国統一の考え方になりますので、それに基づいて運営しているところでございます。

(会長) よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(委員) 一応 15%の改正案ということで、前回の意見はある程度組み入れておりまして、ありがとうございます。ただですね、やっぱり私がいつも言っているのは、事業者の方ですよね。いわゆる一般家庭と比べて、負担が、額が大きくなる人、例えばこの4ページの表で言うと 100 m<sup>2</sup>と書いてますけど、月に約 3,000 円増えるわけですよね。年間にするると 3万 6,000 円ということになってくるわけで、だんだん量が増えるにつれて、事業主の負担っていうのはかなり大きくなってくるんで。今日、市長の方に要望もしましたけど、色々資材価格の高騰とか最低賃金の引き上げとか、そしてさらに公共料金の値上げということになってくると、日商の会議でも言ってるんですけど、地方の商業とか飲食業とか、値上げがなかなかできないんですよ。いわゆる消費者に売るときに、国の方は、人件費がかかった分は価格に転嫁をしなさいという指導はしてるんだけど、現実的には、最前線の方はなかなか価格転嫁はできないというふうな厳しい状況もあるんで、市長に要望としてお願いしたのは、そういう状況等を色々市の方も把握していただいて、場合によっては、大口の場合には、下水道料金を 2 割減免とか 3 割減免とかそういった減額をしてもらおう。いわゆる、小規模事業者の振興対策ということで考えていただきたいという要望も出しておりますので、15%改定っていうのは今回やむを得ないにしても、今後のそういった日南の経済状況、事業者の状況そういったものを勘案して、公共料金、これは下水道だけじゃありません。水道料金もありますので、そういった減免措置の導入等も運用をする中で検討していただきたいなというふうに思います。

(委員) 今委員がおっしゃったことを、僕は水道事業の経営審議会でも言いました。大口には減免措置があってもいいんじゃないかと。でも、ありませんということでしたので、今委員がおっしゃるようなことをぜひ実現していただきたい。

(会長) 事務局どうですか。

(事務局) ご意見ありがとうございました。今ご意見あったように、大口の部分の緩和策という

か、そういったところというのは現状ではないっていうのが本質でございます。ただ、意見は捉えさせていただきまして、次回はまた5年後っていうところもでございます。今のシミュレーションでいくと、15%を上げたとしても、もう28%が次回でまた来てしまうといったところもでございます。今ご意見いただいたところも踏まえながら、また次回の時には検討はしていかなければいけないものというふうには思いますので、ご意見として賜らせていただきたいと思います。

(委員) 次回というのは12月ですか。

(事務局) いや、次回は5年後です。

(委員) 値上げしてから、今から5年また続くわけですよ。その間に、まだまだ円安が続けばまだまだ物価が上がるということで、事業所の経営が非常に厳しくなるというふうな状況が分かれば、この改定後も料金の減免もできるようなことも考えていただきたい。5年後ではありませんのでお願いします。

(事務局) ご意見ありがとうございます。建設部長として、午前中要望をいただきまして、今度国の方が17兆円の補正とか言われている中で、そういったメニューも検討しながらと思うんですけども、これは下水道事業ではなくて全庁的に、色んな公共事業でそういった有利な事業があれば使っていかなくちゃいけないし、やはり物価高がいつ終わるか分からない中で、これを先延ばしにすると、今度は子孫とか子供たちに起債とか借金っていうふうに残してしまいますので、そこも踏まえながら、やはり検討していきたいと思います。できればそういった補助事業とか国の施策に乗っかっていって、短期間か時限的になるかもしれませんが、その都度、そういった事業がないかというのを検討しながら、全庁的に考えていきたいと思います。

(委員) ありがとうございます。よろしくご検討をお願いします。

(委員) 今、国の補正予算17兆円規模って予定で言われてるんですが、ちなみに去年ですね、13兆9,000億円だったかな。そんなに上がってないんですよ。高市さんになっても。経済対策やっていきますよって打ち出してる割には。私の感覚的には、20兆円から25兆円くらい補正予算組むのかなと思ってたんですけども。現実的にはちょっと上がっただけ。それで経済対策どれくらい打てるかといったら、そんなに大きいことはできないんですよ。税金の部分だとか安全保障とか、そっちに全部取られちゃうんで、地方に還流されるっていうことはほぼありえません。あの予算規模であれば。ちなみにコロナの時には、100兆円規模の補正予算を組んだんで、企業助成金だとか、そういったものがかなり充実されて、失業率も日本だけ低く収まったんですけども、なかなか財務省含めて、多分国の借金がと今おっしゃいましたけど、純債務でっていう考え方で今見てるんで政府の中央の方は。ですから世界的に比べると、純債務で比較すると、多分カナダの次なんですよ、日本って。だから国の借金がとマスコミが言ってますけども、それほど日本は危機的状況じゃないっていうことを踏まえると、もう少し積んでも良かったのかなと。そういう規模なんで、なかなかちょっと地方には入ってこないと思います。それとも、今回の審議というのは二通りあって、委員が言われたように、補助金を上げてって流していくか、それかもしくは、5年おきにもう15%

繰り返して自転車操業的に、もうこれは日南市がある程度コンパクトに地方の部分が中央に寄っていかないと、下水道事業っていうキャパがどんどん狭まっていかないと、公共投資っていうのはどんどん出ていくばかりなんです。ですからそういうことはやっぱ15年、20年、30年、かかります。限界集落がどんどん出てきて、もうそこが下水道しなくていいってなるとどんどん中央に寄ってくんで、それ自然体的にできるんだけど、結局はそれをやろうとしてもなかなか難しい部分あるので、かかる費用っていうのはずっと変わらないんですよ。よっぽど、技術革新的にコストをカットした何かそういう立派なものが、工法だとか設備とかまで出てこない限りは、もう費用はどんどん上がり続けます。だから5年後にまた15%見直すのか、今回ちょっと上乗せして10年間維持していくのかの2択だと思うんですね。

(委員) 物価高なんで15%ぐらいだったら、私はいいのかなと思う。

(委員) そう悲観的な話ばかりしてはいけない。物事の解決をどうするかってことは、この繰入金金額を増やすってことなわけで。市に金がないわけやから、市長でも何でもどんどんお金を持って来てもらえるようにせにゃいかん。それ以外の方法ないわけやがね。今みたいな上の方の話をしたっても分からないのだから。市にはですね、これを補助金、繰入金金額を増やす努力を市長初め皆さんにやってもらおうと、これしかないと思うんだけど、あとは皆さんが一生懸命計算された、これでいいんじゃないと。もうそれしかないでしょうが。もう繰入金を増やすしかどうすることもできんわけやから。その努力を、だから下水道審議会でも市長の方に文書を作って、頑張ってくださいって、もう少しお金を持ってきてくださいってことを言わないかんわ。そっちの方でね、部長。そっちの方向でいかないと話がまとまんやろ。皆さんが一生懸命計算して出した数字なわけやからよ、この数字に間違いはないやろうから。もう解決するには、この金額を増やすしかない。やけど、市税からこれをどんどん増やす訳にはいかんやろ。だから、お金を持ってきてもらわないかん。お金を持ってきてもらおう努力をしてもらわないかんということやな。早い話、それでぱつと終わる。

(委員) これは地方交付税交付金措置があるんですよね。特別交付金の交付金措置が。

(事務局) 地方交付税との絡みは、基準としましては、起債の償還における下水道事業債の借金の返還額のある一定の率については、交付税対象となっております、それについては基本的に一般会計で受け入れしているという流れになっております。

(委員) 交付税交付金が入ってくると、起債が認められて。その分が、例えば繰入金の予算措置をするときに参考にはなっていないのか。

(事務局) 財政ともそれについては協議を進めておるところなんですけど、実際交付税としていくら入ってるという最終確定額というのが、下水道を切り抜いて出ないんですけれども。それとは別で、一応、一般会計補助として、理論上はその分として受け入れしているという形になっております。

(会長) 他にございませんか。色々ご質疑ご意見が出たようですけども、他にないので、一応質疑を終了いたします。

#### 4-1. 議事(2)に係る採決

(会 長) 日南市下水道事業等運営審議会条例第6条第4項の規定により、採決を行いたいと思います。下水道使用料の改定について、本日説明のあった提案に賛成される方の挙手をお願いします。

(※全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成でありますので、提案の内容で決定させていただきます。

#### 5. 議事(3)

(会 長) それでは、次の議事に入りますが、説明終了後に質疑を受け付けますので、公設合併処理浄化槽事業の見直し案について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) ≪「議事(3) 公設合併処理浄化槽事業の見直し(案)について」の説明≫

(委 員) 宅内配管の補助ということでありましたけれども、この補助を行った場合に、分担金はどうなるんですか。変わらないんでしょうか。

(事務局) 宅内配管の補助は、あくまでも個人で管理されてるものに対して補助金を交付するものでございます。ご質問にあった分担金というのは、市が工事を行うことに関して、個人さんに負担していただくお金と整理しておりますので、工事の分担金は変わりません。あくまでも、宅内配管工事につきましては、個人で業者さんに頼んでいただいて、かかった費用の支払いも個人さんから業者さんにと。そのかかった費用のうちの上限30万円の補助を市の方から行うという内容でございます。

(委 員) この9万円と30万円ですね。この部分の金額は全額補助をしていただけるということなんですか。

(事務局) 宅内配管工事の方を例に挙げますと、30万円を上限としておりますので、申請内容が30万円以下であれば、全て補助させていただく。30万円からオーバーした分につきましては、個人でお支払いいただくという考え方でございます。

(委 員) 分かりました。

(会 長) 他にございませんか。

(委 員) これは国県が推奨するわけ。国、県が補助金制度を作って出しとるということやろ。何も問題ないわね。国、県から補助金をもらってどんどん進めていけばいいわけや。

(委 員) 正直なところ、配管のお金が出るのはいいなと思いました。以前してある分は、配管は出なかったの、やっぱりした者にすれば、増えるといいなって思いました。ここまで出してくださるのであればっていうのが。

(委 員) 補助金制度でやるわけやからよ。どんどん国、県から補助金もらってやっていって、海や川を綺麗にしましょうっていう国の推進やね、大事なことや。

(事務局) 先にすいませんよろしいですか。国、県の補助という話がありましたので、補助の割合だけ説明させていただきます。概ねですが、国が3分の1、県が3分の1、市が3

分の1なので、30万円を上限に補助ってありましたので、これが全額補助として支払われる場合は、10万円ずつというふうな形の負担割合になるようなものです。

(委員) パーセンテージを変えていく努力をせんといかんわ。国が7割、県が3割と。頑張ってください。

(委員) 9ページの補助の状況、他市との関係で、これまで日南市が取り組めていなかった理由は何でしょうか。

(事務局) 本市の方で取り組めていなかった理由ということのご質問ですけれども、まず、国の方の補助金等を活用するために、地域計画っていう計画を作る必要があります。その中で、市としては新設、汲み取り、単独、こういったものを全て取り組んでおりましたので、事業費としては結構大きかったものですから、それ以外の財源としてこの補助の方に回すような選択肢を持ってなかったという状況でございます。

(会長) はい。他にございませんか。

(事務局) 特に南郷町地域が大きく変わるのが、これまでは新築で家を建てるとき、補助を使うか、公設合併で日南市が管理するかということがあったんですけども、もうこの制度でいくと、新設の場合は公設で市が引き取って浄化槽を作ることはないというようなことになります。

(委員) その分補助が出るっちゃろ。

(事務局) 30万ですね。全部維持管理は個人だけになるっていう部分が大きな違いになります。

(委員) 結局お金をどこから持ってこんといかんてことなわけや。

(委員) 新築の場合はもう公設にならないっていうことですか。

(事務局) はい。先ほど、市がこれまで取り組めていなかったっていうところの背景という別の観点からの話なんですけど、本市は公設合併処理浄化槽事業というものに取り組んでおります。県内では宮崎市と綾町と本市だけです。それ以外の自治体につきましては、補助のみとなっております。中でもですが、前のモニターの方を見ていただくとよろしいんですけども、設置補助という左半分の表のところですが、県の補助金の中で、新設はもう県の補助がございません。なのでそれに合わせた形で、西都市、えびの市以外は新設の補助もなくしてると、単独とか汲み取りからの転換のみに補助を限定しているというような状況でございます。日南市の方は、公設合併処理浄化槽事業で新設も転換も全て市の方の負担で実施していたというところもあったので、こういったところからちょっと割的に負担割合が大きかったというところでございます。

(委員) 頑張ってください。

(会長) 以上で質疑を終了いたします。

### 5-1. 議事(3)に係る採決

(会長) それでは、日南市下水道事業等運営審議会条例第6条第4項の規定により、採決を行います。公設合併処理浄化槽事業の見直しについて、先ほど説明のあった提案に賛成の方の挙手をお願いします。

(※全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、提案の内容で決定をさせていただきます。

本日の議事はこれで全て終了いたしました。皆様のご協力のおかげで、議事をスムーズに進めることができました。ありがとうございました。事務局へお返しします。

## 6. その他

(事務局) ありがとうございました。会長におかれましては、円滑な議事の進行ありがとうございました。また委員の皆さん、2つの案件をご審議いただきありがとうございます。次回は、経営戦略に関する審議と答申案の確認となります。委員の皆様が揃っての審議会は最後となりますので、お忙しいとは存じますが、ご出席の方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、第3回日南市下水道事業等運営審議会を終了いたします。ありがとうございました。